



# 下関市総合計画

Shimonoseki City Master Plan

## Ⅲ. 基本計画

- 第1章 情報があふれ、  
活動しやすい便利なまち
- 第2章 人と自然にやさしく  
安全で安心して暮らせるまち
- 第3章 将来に希望をもって  
意欲的に働ける自立したまち
- 第4章 観光や交流から生まれる  
多彩で魅力あるまち
- 第5章 誰もが健康で、ふれあいを  
大切にした温かみのあるまち
- 第6章 地域の特色を活かした  
まなびのまち
- 第7章 市民も企業も行政も  
みんなで担える元気なまち

# 下関市総合計画

Shimonoseki City Master Plan

## [第1章]

情報があふれ、  
活動しやすい便利なまち

第1節 道路の整備

第2節 公共交通の整備

第3節 市街地の整備

第4節 公園・緑地の整備

第5節 情報・通信の整備

第6節 港湾の整備



# 第1節 道路の整備

## 《現状と課題》

本市の道路網は、本州と九州を結ぶ国土軸<sup>1</sup>を形成している中国自動車道、瀬戸内海沿いの国道2号、国道9号、日本海沿いの国道191号、内陸部の国道435号、491号及び主要地方道によって幹線道路が形成され、またこれらを補完する一般県道や市民生活に密着した市道によって形成されています。

幹線道路については、快適な市民生活や活力ある経済・産業・社会活動を支える最も基礎的な基盤として、また広域交流及び本市の新たな連携・一体化を促進する基盤として計画的に整備を進める必要があります。特に、国道2号、国道191号等中心部へ向かう幹線道路では、慢性的な交通渋滞が発生していることから、積極的にその解消を図っていく必要があります。

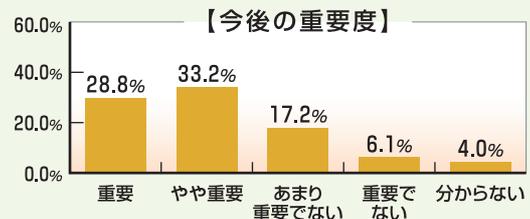
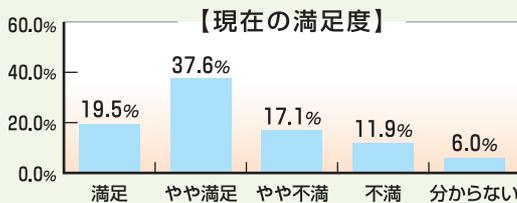
また、道路は都市景観を形成する重要な要素であり、観光客が多く来訪する本市では特に、電線類の地中化や緑化、デザインに配慮した道路整備が必要です。

市民に身近な生活道路については、狭隘なため緊急車両等が進入できない、子どもたちの通学の安全が確保されないといった状況も見られ、高齢者等の交通弱者をはじめ、すべての利用者の安全性や快適性を考慮した道路の整備が求められます。

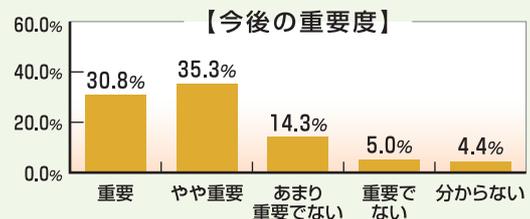
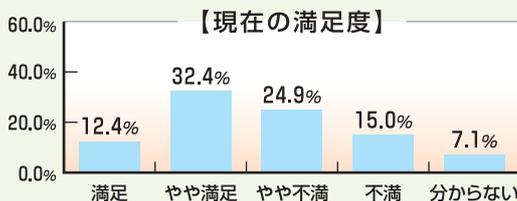
### ■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度

(回答者…2,430人)

#### 高速道路・国道・県道などの幹線道路整備など



#### 生活道路の整備、私道整備への助成など



※無回答者の割合は省略しているため、総和は100%になりません。

<sup>1</sup> 国土軸: 気候、風土等の自然的、地理的条件及び文化的条件等において 共通性を有する地域の連なり。

■ 道路の整備状況



凡 例

- 高速道路
- 国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 鉄道
- 航路
- 市役所 本庁舎
- " 総合支所
- " 支所
- ▭ 下関市域
- - - 旧市町界

0 1 2 5km

至釜山・青島・蘇州(太倉)

至小倉

## 《基本方向》

- 新たな交流を促進し、市民生活や産業・経済を支える交通機能等の向上を図るため、骨格となる幹線道路網の整備を推進します。
- 幹線道路とのネットワーク<sup>2</sup>や慢性的な市街地区の交通渋滞の緩和、地域環境の改善等の事業効果や整備優先度、さらに、各地域における通学や買い物等の事情を考慮しながら生活道路の整備を推進します。

## 《施策体系図》

道路の整備

国道・県道等の整備

都市計画道路の整備

市道等の整備

## 《各事業の方向》

### 1 国道・県道等の整備

#### (1) 広域交通連絡網としての整備

本市と結びつきの深い北九州地方をはじめとして、周辺地域との広域的な連携・交流を促進するため、関門海峡道路や下関西道路及び山陰自動車道、高規格幹線道路<sup>3</sup>等の整備について、関係機関と連携のうえ、調査及び要望等に取り組みます。

また、市内の主要渋滞ポイントの解消や、市民の移動における定時性、確実性の確保、主要プロジェクトの支援を図るため、国道191号下関北バイパス、国道435号殿敷～八道間バイパス、国道491号小月インター接続道路等、国道の整備を促進します。

#### (2) 地域連携促進のための道路整備

新たな交流・連携を促進し、市民生活や産業・経済を支える交通機能等の向上を図るため、幹線道路のネットワークを形成する主要地方道、これらを補完する一般県道、広域農道<sup>4</sup>、農免農道<sup>5</sup>等の整備を促進します。

<sup>2</sup> ネットワーク：網状につながったもの。またはつながりのこと。

<sup>3</sup> 高規格幹線道路：自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路のことをいい、高速自動車国道と一般国道の自動車専用道路がある。

<sup>4</sup> 広域農道：おおむね1,000ha以上の農地を対象とし、農地と農業用施設を結び、農産物の流通の高度化、農村地域の生活環境の改善を目的として整備される幹線道路のこと。

<sup>5</sup> 農免農道：農林漁業用揮発油税（ガソリンにかかる税）の還元のため創設された「農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業」で作られた農道のこと。

## 2 都市計画道路<sup>6</sup>の整備

### (1) 都市機能の効率化

都市部における交通渋滞の緩和、交通事故の減少、安全で快適な歩行空間・都市景観の形成、市街地の防災機能の向上等、健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保し、良好な都市環境の形成を図るため、都市計画決定された道路の早期整備を推進します。

## 3 市道等の整備

### (1) 生活道路の整備

市民の通学、買い物等日常生活の安全性、快適性の確保を図るため、地区内の道路ネットワークの形成状況や、国・県道の整備状況を踏まえ、市道の整備を推進します。

また、市民の日常生活の安全性、快適性を確保するため、現行道路法では対応できない私道について、舗装や安全施設の設置等に対し適切に助成します。

### 《主要な事業》

事業	事業概要	事業主体
国道・県道等の整備	<b>広域交通連絡網としての整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>高規格道路等の整備要望 関門海峡道路 下関西道路 山陰自動車道 ほか</li> <li>国道の整備 国道2号 小月バイパス 国道9号 国道191号 下関北バイパス 国道435号 殿敷～八道間バイパス 国道491号 小月インター接続道路 ほか</li> </ul>	県・市  国・県
	<b>地域連携促進のための道路整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>県道の整備 県道下関川棚線 県道下関長門線 県道美祢菊川線 県道豊浦豊田線 県道永田郷室津川棚線 県道粟野二見線 ほか</li> <li>広域農道、農免農道等の整備</li> </ul>	県  県・市

<sup>6</sup> 都市計画道路:都市計画法に基づいて、名称、位置、区域、種別及び車線の数などを定めた道路のこと。

事業	事業概要	事業主体
都市計画道路の整備	<b>都市機能の効率化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路の整備</li> </ul>	市
市道等の整備	<b>生活道路の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市道の整備・改良・維持</li> <li>私道の整備に対する助成</li> </ul>	市 市



国道191号下関北バイパス



国道191号下関北バイパス

## 第2節 公共交通の整備

### 《現状と課題》

公共交通は、地域住民とりわけ自らの交通手段を持たない学生や高齢者等にとってなくてはならない交通手段であるとともに、環境保全への配慮といった観点からもその役割が重要となってきています。

本市においては、山陽新幹線、山陽本線、山陰本線が市内で結節しており、鉄道交通の要衝となっています。しかし近年、自家用車の増加に伴い、鉄道利用者は年々減少してきており、利用の促進が課題となっています。

バス交通については、利用者の減少が続く中、不採算路線の増加により地域によっては路線が廃止されるなど、生活交通の確保が困難な状況が生じています。

また本市では、六連島、蓋井島を連絡する離島航路が整備されており、離島における必要不可欠な移動手段となっています。

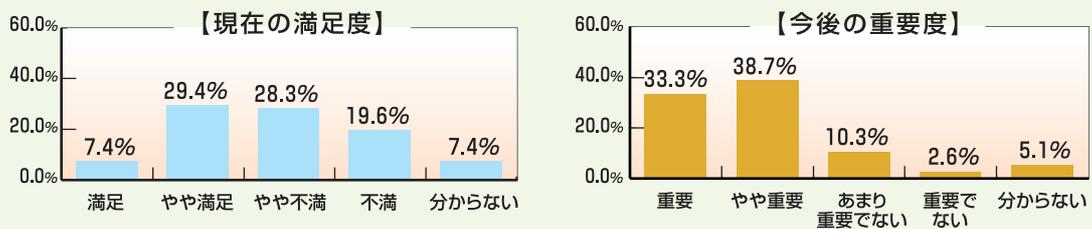
こうした中、公共交通網や交通拠点の整備により、誰もが使いやすく、便利な公共交通としていく必要があります。

また、過疎地域や離島等においては、生活交通の確保・充実を行っていくことが必要です。

#### ■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度

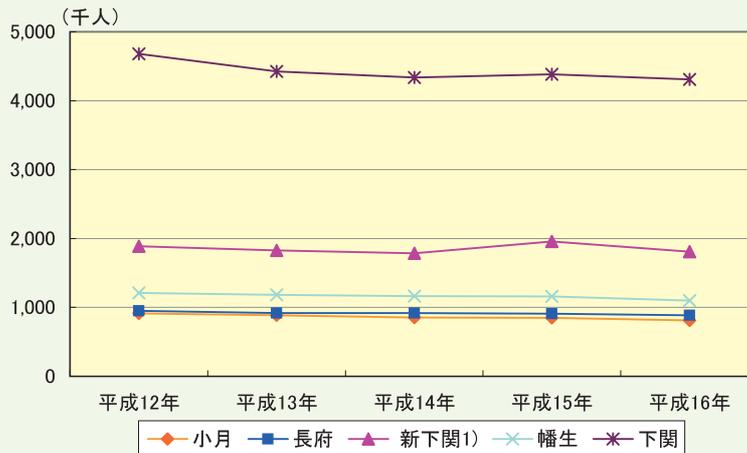
(回答者…2,430人)

#### 生活バス交通対策、鉄道の利用促進、離島航路の安定運航



※無回答者の割合は省略しているため、総和は100%になりません。

### ■ 主な鉄道駅の乗車人員の推移



注 1) 乗車人員は新幹線乗車人員を含む。

資料：山口県統計課「山口県統計年鑑」  
西日本旅客鉄道（株）広島支社

### 《基本方向》

- 鉄道、バス等の公共交通網の充実を関係機関に要請するとともに、主要駅の駅前整備等交通環境の充実に努め、市民の利便性の向上を図ります。
- バス交通等については、通勤・通学の足としてだけでなく、買い物や通院等日常生活に不可欠な交通機関であり、安定した市民生活を維持するため、各地域の状況に応じて、円滑な移動手段の確保・充実に努めます。
- 六連島、蓋井島の日常生活を支える重要な基盤として、離島航路の安定運航に努めます。

### 《施策体系図》

公共交通の整備

バス交通

鉄道交通

海上交通

## 《各事業の方向》

### 1 バス交通

#### (1) 生活バス交通対策

地域住民の足である日常生活に不可欠な生活交通を確保するとともに、地域間の交流や福祉の増進を図るため、各地域の状況に応じた効率的な路線の維持・確保を図り、併せて生活バス交通全体のあり方について検討を行います。

### 2 鉄道交通

#### (1) 鉄道利用者利便性の向上

市民の通勤、通学等の交通手段である鉄道の利便性向上を図り、利用を促進するため、新駅(中間駅)設置や「下関駅にぎわいプロジェクト<sup>1)</sup>」をはじめとする駅舎改築及び山陰本線における乗換え利便性、既存設備の有効利活用等による活性化を促進するとともに、新幹線「ひかり」号の新下関駅増停車及び「のぞみ」号の新下関駅停車や山口県西部地域と北九州地域の交流を図るため、両地域を結ぶ鉄道ネットワークの充実について、関係鉄道会社へ要請します。

また、主要駅における他の交通機関との安全かつ快適な乗り継ぎ、歩行者動線の確保、自転車駐車場機能の強化等、駅前整備による交通環境の充実に取り組みます。

### 3 海上交通

#### (1) 離島航路の安定運航

離島住民の本土往来のための生活の足を確保するため、六連島航路、蓋井島航路の安定運航の維持を図ります。

## 《主要な事業》

事業	事業概要	事業主体
バス交通	<b>生活バス交通対策</b> ・生活交通路線の維持	民間・市
鉄道交通	<b>鉄道利用者利便性の向上</b> ・鉄道対策事業の推進	民間・市

<sup>1)</sup> 下関駅にぎわいプロジェクト: 下関駅周辺を含めた賑わいを創出することや、駅から賑わいを発信することを目的とした、駅周辺整備及び開発ビル計画のこと。JR西日本広島支社、山口銀行、下関市の3者により策定された。

事業	事業概要	事業主体
海上交通	<b>離島航路の安定運航</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 六連島航路</li><li>● 蓋井島航路</li></ul>	市 市



定期船(六連丸)



交通バリアフリー点検

## 第3節 市街地の整備

### 《現状と課題》

中心部における既成市街地は、市街地開発事業や共同建て替えなどによって老朽建築物の更新を検討し、高度利用を図るとともに、周辺環境や都市防災に配慮した市街地形成を推進していく必要があります。

新市街地の開発については、周辺の環境保全や他の開発計画との調整を図りつつ、土地区画整理事業<sup>1</sup>などを推進し、優良な宅地の供給促進と関連公共施設の整備を図る必要があります。

また、山陽、山陰及び内陸部の交通結節点などの適地に地域の都市核などを形成し、これに伴う交通の利便性の向上、交通の分散化などによる道路などの都市施設への負担を改善する必要があります。

本市の商業を取り巻く状況は、自家用車の普及等による行動範囲の拡大、ライフスタイル<sup>2</sup>の変化、さらには広域の需要を見込む郊外型大型店の立地等により、大きく変化しています。

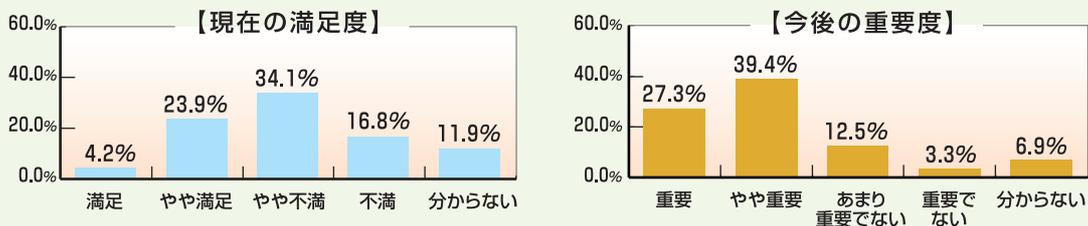
特に中心市街地は、商業力が低下傾向にあり、人口の減少も顕著になってきているなど、空洞化が懸念されています。

一方、高齢社会の中で、店舗、病院等の施設等、多様な生活関連施設が集積する中心市街地の役割はますます大きくなってきており、本市においても再生に努めているところです。

中心市街地においては、中核市<sup>3</sup>にふさわしい都市機能の集積を図るとともに、生活拠点においては、各地域の特性に配慮した住環境づくりと 住民の意向を反映させた計画的な市街地の整備を推進することが必要です。

■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度 (回答者…2,430人)

#### 市街地再開発事業、区画整理、自転車駐輪場の整備など



<sup>1</sup> 土地区画整理事業:道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。

<sup>2</sup> ライフスタイル:個人または集団の生活様式。生き方。

<sup>3</sup> 中核市:政令指定都市以外の市で、人口が30万人以上で、比較的大きな規模や能力を持つ市の事務権限を強化し、できるだけ市民の身近で行政を行うことができるよう、政令で指定された都市のこと。

### ■ 都市計画の決定状況（平成18年3月）

種 別	下関都市計画区域		豊浦都市計画区域	
	旧下関市の全域	22,416ha	旧豊浦町の全域	7,584ha
都市計画区域				
市街化区域		5,635ha		—
市街化調整区域		16,781ha		—
用途地域	12種類	5,635ha	5種類	483ha
特別工業地区		54ha		25ha
特別業務地区		116ha		—
高度利用地区		1.4ha		—
防火地域		60ha		—
準防火地域		534ha		63ha
風致地区		285.1ha		—
駐車場整備地区		149.9ha		—
臨港地区		149.6ha		—
市街地再開発促進区域	1箇所	0.5ha		—
都市計画道路	64路線	130,390m	2路線	2,120m
都市計画駐車場	3箇所	1.21ha		—
自動車ターミナル	1箇所	3.8ha		—
都市計画公園	147箇所	297.71ha	1箇所	8.80ha
都市計画緑地	2箇所	0.67ha		—
都市計画墓園	2箇所	30.8ha		—
公共下水道	4処理区	5,300ha	1処理区	400ha
汚物処理場	1箇所	1.2ha		—
ごみ焼却場	1箇所	19.7ha		—
ごみ処理場	1箇所	3.1ha	1箇所	4.3ha
市場	5箇所	18.55ha		—
火葬場	1箇所	2.52ha	1箇所	1.00ha
防火水槽	5箇所	200m <sup>2</sup>		—
砂防施設	6箇所	409.2ha		—
土地区画整理事業	10箇所	281.1ha		—
市街地再開発事業	2箇所	0.9ha		—
地区計画	7箇所	30.3ha		—

資料：下関市都市計画課

## 《基本方向》

- 市の都市的サービスを提供する中心市街地については、都市型産業の集積を図り高次都市機能を強化します。
- 地域住民の日常生活を支える商店街等の生活利便施設と福祉・情報・行政サービス等の機能の集積する生活拠点については、商店街の再整備や交通・情報基盤の強化等に努めます。
- 中心市街地及び生活拠点の周辺の市街地については、必要に応じて土地区画整理事業等の市街地開発事業の活用等により快適な住宅地の形成を図ります。

## 《施策体系図》

市街地の整備

市街地整備の推進

土地区画整理の推進

## 《各事業の方向》

### 1 市街地整備の推進

#### (1) 計画的な都市の整備

農林漁業との調和を図りつつ都市の健全な発展と秩序ある整備を行うため、産業活動や社会情勢の変化及び地域の実態を踏まえ、市民参画のもとに都市の将来像を定め、その実現にあたっての道筋を明らかにし、計画的な都市づくりを推進するため、都市計画マスタープラン<sup>4</sup>の策定を推進します。

主要な拠点市街地については、健全な都市機能の増進を図るため、市街地整備計画を策定し、合理的な土地利用や都市施設の適切な配置を検討し、整備を推進します。

特に、中心市街地については、本市の玄関口として相応しい賑わいのある都市空間の形成を目指し、改正されたまちづくり三法<sup>5</sup>を踏まえ中心市街地活性化基本計画の策定に向けての取り組みなど、積極的に市街地整備を推進します。

また、「サイクルタウン下関構想<sup>6</sup>」を推進するため、本構想の基本方針に基づくサイクリングイベント等の自転車利用促進施策の実施及び自転車駐車場の適切な整備を図ります。

これら市街地整備等を適正かつ効率的に進めるには、土地に関する情報を明確化し、土地の実態を正確に把握する必要があるため、地籍調査<sup>7</sup>を推進します。

### 2 土地区画整理の推進

#### (1) 特色のある地域整備

公共施設と一体的に市街地の整備が必要な地区、または既成市街地において開発により無秩序な市街化が進み、道路の幅員が狭く、行き止まり等が存在し、市街地の改善等が求められる地区については、地域の実情に応じて土地区画整理事業等を活用し、健全な街区の形成及び道路や公園等公共施設の整備を促進します。

<sup>4</sup> 都市計画マスタープラン:都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。20年後を見通した都市の将来像と、その実現に向けた取り組みの方針を定めたもの。なお、マスタープランとは、「基本計画」のこと。

<sup>5</sup> まちづくり三法:中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)及び都市計画法(昭和43年法律第100号)の総称。

<sup>6</sup> サイクルタウン下関構想:自転車が車両や歩行者と共存し、安全かつ快適に走れる環境を整備し、自転車にやさしいまちづくりを推進しようとする市の構想。

<sup>7</sup> 地籍調査:国土調査法に基づく「国土調査」の一つであり、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量するもの。

## 《主要な事業》

事業	事業概要	事業主体
市街地整備の推進	<p><b>計画的な都市の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画マスタープラン、市街地整備計画の策定等</li> <li>市街地再開発事業<sup>8</sup>の推進</li> <li>中心市街地活性化総合支援事業の推進</li> <li>自転車利用環境の整備 自転車駐車場の整備</li> <li>自転車利用の促進 サイクリングイベントの開催</li> <li>地籍調査の推進</li> </ul>	市 市 市 市 市 市
土地区画整理の推進	<p><b>特色のある地域整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地区画整理事業の推進</li> </ul>	市

【第一章】  
情報があふれ、活動しやすい便利なまち



しものせきサイクルマラソン2006

<sup>8</sup> 市街地再開発事業:都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的に、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業のこと。

## 第4節 公園・緑地の整備

### 《現状と課題》

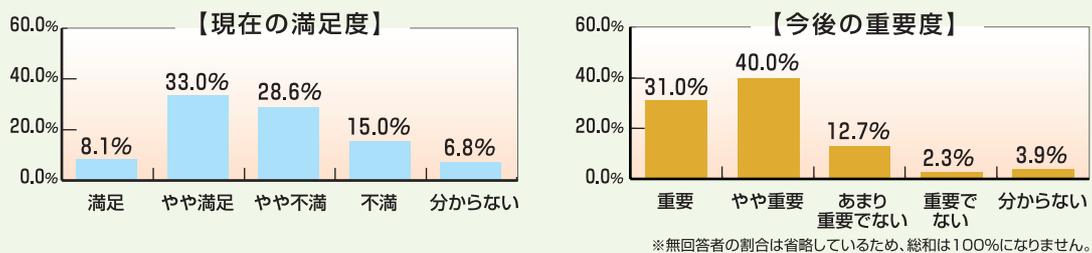
都市における公園、緑地といった身近な緑は、都市に潤いをもたらすとともに、レクリエーション<sup>1</sup>、健康づくり、交流の場となるほか、災害に対する都市の安全性を確保する上で、重要な役割を担っており、これらの整備にあたっては、地域住民と協働した魅力ある公園づくりが求められています。

本市においては、県全体の都市公園<sup>2</sup>面積の2割近くにあたる公園が整備されています。これらの公園は、他市に先駆けて早くより整備充実を図ってきたところではありますが、時代に対応した公園に再整備することにより市民誰もが親しんで利用しやすい公園としていくことが必要です。

また、市民に身近な公園・緑地の整備・維持管理にあたっては、周辺住民が積極的に参加し、利用しやすい公園・緑地としていくことが必要です。さらに、市等公共が整備する公園だけでなく、民有地における緑化や緑地の保全等、市民一人ひとりの取り組みが求められています。

#### ■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度 (回答者…2,430人)

##### 自然公園<sup>3</sup>の保全、都市公園の整備、緑化活動の推進など



#### ■ 都市公園の整備状況 (平成18年4月)

区分	都市計画人口 1) (千人)	都市公園面積 (ha)	1人当り面積 (㎡/人)
全国	118,061	102,657.12	8.7
山口県	1,348	1,530.54	11.35
下関市	264	339.39	12.86

注1) 都市計画人口：都市計画区域の人口

資料：下関市公園緑地課

<sup>1</sup> レクリエーション：仕事や勉強などの疲れを癒やし、精神的・肉体的に新しい力を盛り返すための休養・娯楽のこと。

<sup>2</sup> 都市公園：都市公園法に基づき、国や地方公共団体が整備、管理する都市施設としての公園。

<sup>3</sup> 自然公園：優れた美しい自然の風景地を保護し、自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるよう、区域を定めて指定された公園のこと。自然公園法に基づき、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に区分される。

## 《基本方向》

- 地域の特性に応じた特色ある公園・緑地の整備を計画的に推進します。
- 誰もが使いやすい公園・緑地となるよう、既存施設の整備・改善に努めます。
- イベント等を通じて、緑に対する市民意識の啓発を図るとともに、公園の整備や維持管理を市民と連携して行い、市民に身近な公園づくりを目指します。

## 《施策体系図》

公園・緑地の整備

公園・緑地の整備

## 《各事業の方向》

### 1 公園・緑地の整備

#### (1) 公園の整備及び改良

優れた美しい自然の風景地を保護していくとともに、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるよう、瀬戸内海国立公園をはじめ、北長門海岸国定公園、豊田県立自然公園等、地域制公園<sup>4</sup>について、良好な自然環境・景観の保全を促進します。

都市公園については、ウォーターフロント<sup>5</sup>地区で増加しつつある観光客の誘導及び市民のレクリエーション需要に対応するため、施設の老朽化が著しい火の山公園について、より拠点性、シンボル性の高い下関を代表する公園として再整備します。

更に、誰もが親しみやすい公園、緑地となるように市民の意見（ワークショップ<sup>6</sup>等）を反映して、街区公園<sup>7</sup>等の新設や、老の山公園等の既存施設の再整備を行います。また、史跡の保存と市民の憩いの場としての勝山地区公園を計画的に整備します。

#### (2) 緑化意識の醸成

緑化意識の醸成を図るため、緑化祭の開催等、イベント等を通じて市民意識の啓発を図るとともに、市民と連携した施設の維持管理に向けて、ボランティア<sup>8</sup>活動を促進します。

<sup>4</sup> 地域制公園:土地の所有権に関わらず一定の要件を有する地域を公園として指定し、各種行為を規制(公用制限)することにより目的を達成しようとする公園制度であり、日本の自然公園制度の基本をなすもの。

<sup>5</sup> ウォーターフロント:一般的には海または湖などの水面に面し、一体的に活用するのに必要な広がりを持つ土地。

<sup>6</sup> ワークショップ:参加者みんなが議論したり、モノを見たり、実際に何かを作り上げたりと、共通の体験をしながら、共同で提案や計画をつくりあげること。

<sup>7</sup> 街区公園:主に街区内に居住する方が利用することを目的に配置され、一箇所あたりの面積0.25ha規模を標準とする、最も身近な公園のこと。

<sup>8</sup> ボランティア:自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。

## 《主要な事業》

事業	事業概要	事業主体
公園・緑地の整備	<b>公園の整備及び改良</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国立(定)・県立公園の保全 瀬戸内海国立公園 北長門海岸国定公園 豊田県立自然公園</li> <li>● 都市公園等の整備</li> </ul>	国・県・市
	<b>緑化意識の醸成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 啓発活動の推進 ボランティア活動の促進、緑化祭の開催</li> </ul>	市
		民間・市

【第1章】  
情報があふれ、活動しやすい便利なまち



リフレッシュパーク豊浦



つushimaECOフェスタ

## 第5節 情報・通信の整備

### 《現状と課題》

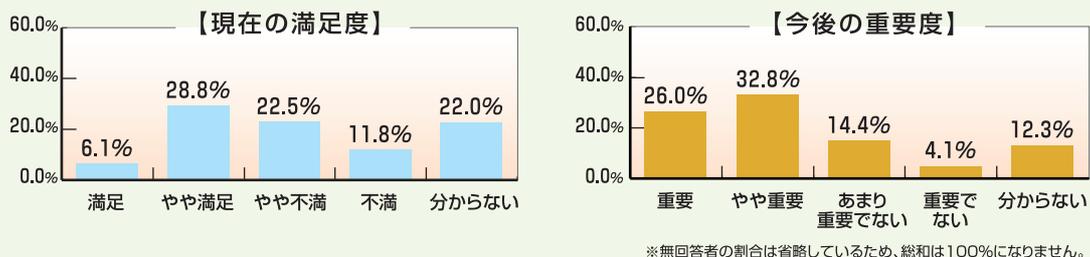
近年の情報通信技術の発展は著しく、インターネット<sup>1</sup>や携帯情報端末<sup>2</sup>の急激な普及や、地上デジタル放送<sup>3</sup>の開始、電子商取引<sup>4</sup>の発展等、市民生活に大きな影響を与えており、行政を取り巻く状況も大きく変わりつつあります。

その一方で、IT<sup>5</sup>による情報の活用に関する世代間・地域間等の格差が広がり、市民が行政情報や行政サービスを公平に利用できないなどの問題も発生しています。

また、市民の個人情報をはじめとした行政情報がさまざまな脅威にさらされる危険性も高まっており、こうした脅威から行政情報を守るためのセキュリティ<sup>6</sup>対策が重要となっています。

#### ■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度 (回答者…2,430人)

##### 光ファイバー<sup>7</sup>、ケーブルテレビなど情報通信網の充実



### 《基本方向》

- 進展する情報技術に対応した情報網・システム等の情報基盤の充実に図ります。
- 地域間格差の是正につながるよう消費生活、安全、環境、教育、福祉等各種生活関連の情報の提供、発信に資する情報ネットワーク<sup>8</sup>の構築を図ります。

<sup>1</sup> **インターネット**:世界中の個人、企業、団体などがコンピューター等を通じて相互に接続したコンピューター ネットワーク。最近では、ホームページを見ることや電子メールを活用することをインターネットを使うと呼ぶことが一般化している。

<sup>2</sup> **携帯情報端末**:スケジュール、住所録などの情報を携帯して扱うための小型機器。Personal Digital Assistantを略してPDAと一般に呼ばれることが多い。

<sup>3</sup> **地上デジタル放送**:地上の電波塔から送信する地上波テレビ放送をデジタル化したもの。現在、国内の一部の都市で放送されており、2011年には現行のアナログ放送がすべてデジタル放送に変更される。

<sup>4</sup> **電子商取引**:インターネットを用いて財やサービスの受発注を行う商取引(いわゆるインターネットショッピング)の総称のこと。

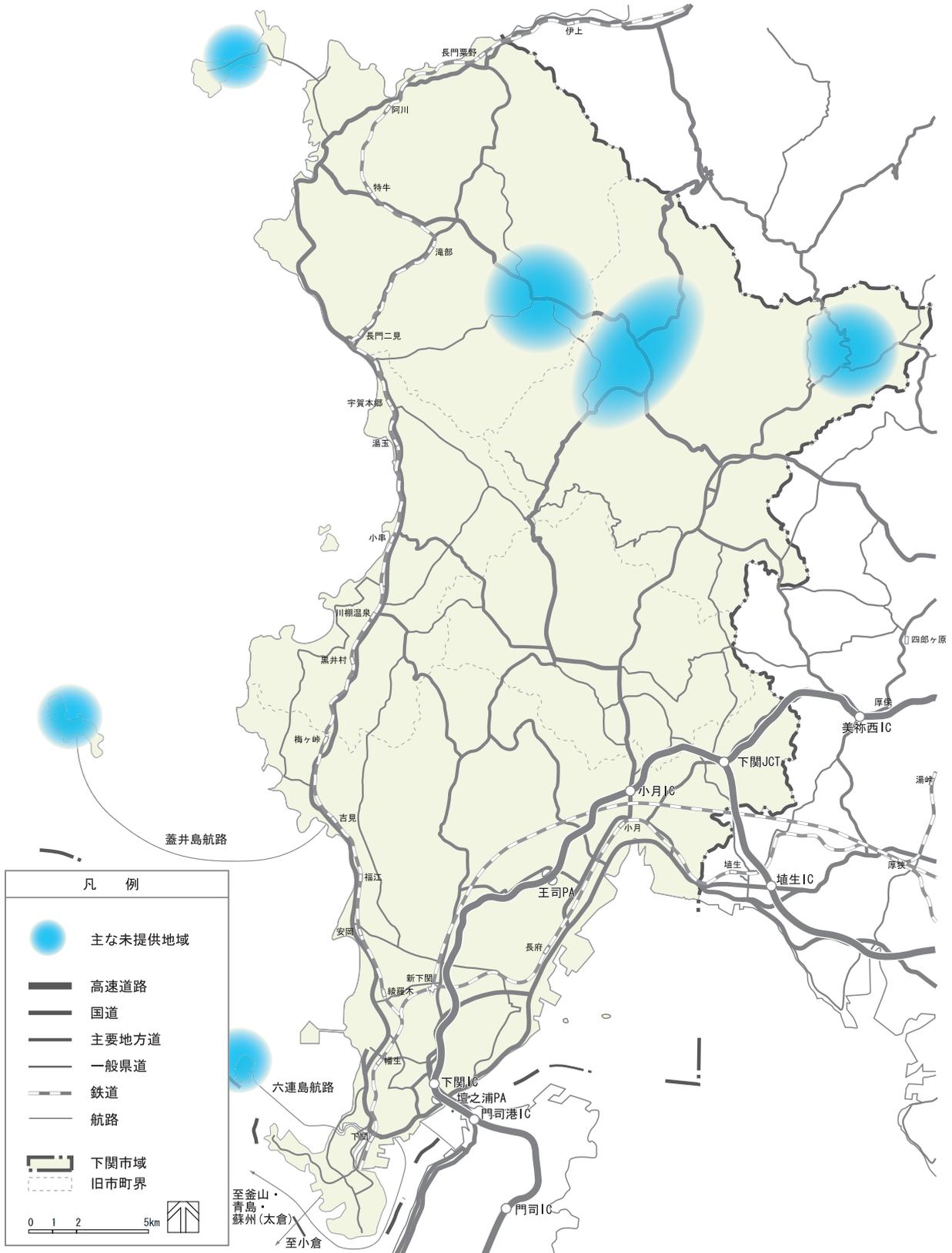
<sup>5</sup> **IT**:コンピューター関連の基礎技術から応用技術までのこと。ITは、「情報技術」を英訳した「Information Technology」の略語。

<sup>6</sup> **セキュリティ**:安全。防犯。安全保障。

<sup>7</sup> **光ファイバー**:超高速通信の伝送方式のこと。髪の毛よりも細いガラス繊維の超透明なケーブルを使って通信する方式で、従来の電話線に使われている銅線の数百分の1の太さで1000倍以上の情報量を伝送することができる。

<sup>8</sup> **情報ネットワーク**:インターネットに代表される双方向かつ多様な情報伝達のこと。

## ■ 高速インターネットの未提供地域



【第一章】 情報があふれ、活動しやすい便利なまち

## 《施策体系図》

情報・通信の整備

地域情報化の推進

## 《各事業の方向》

### 1 地域情報化の推進

#### (1) 情報通信基盤の整備

市民生活における教育、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、地域イントラネット<sup>9</sup>を構築し、市内の学校、図書館、公民館、市役所、総合支所<sup>10</sup>等を、光ファイバー網等で高速・超高速で接続する情報ネットワーク化を図ります。また、地域間情報通信基盤格差の是正を図るため、CATV<sup>11</sup>等の整備等の対策を図ります。

市民がいつでも、どこでも行政サービスが受けられるよう、行政情報の提供や電子申請などITを活用したワンストップサービス<sup>12</sup>の実現を図るとともに、下関市みらいカード<sup>13</sup>(市民カード)の活用を図ります。

また、ITを活用した行政事務の省力化と効率化を図るため、行政内部の電子自治体<sup>14</sup>化を推進するとともに、安心、安全なシステムを構築します。

## 《主要な事業》

事業	事業概要	事業主体
地域情報化の推進	<b>情報通信基盤の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域イントラネットの構築 光ファイバー網等による情報ネットワーク化</li> <li>● CATV等情報通信・提供システムの構築</li> <li>● 電子自治体の推進 ワンストップサービスの実現 公共情報端末等の整備 下関市みらいカードの活用</li> </ul>	民間・市  民間・市  市

<sup>9</sup> 地域イントラネット:地域の教育、行政、福祉、医療、防災等のサービスの高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などの公共施設を高速・超高速で接続するネットワークのこと。なお、イントラネットとは、インターネットの通信技術等を利用して作られた組織内ネットワークのこと。

<sup>10</sup> 総合支所:管理部門を除き、原則として、合併前の各町のひとつおりの行政機能が確保された支所。

<sup>11</sup> CATV:通信ケーブルを媒体とするテレビのことで、Community Antenna TVの略。ケーブル網でつながった一定の地域を対象に、多チャンネルの番組などあらゆるサービスに利用されている。

<sup>12</sup> ワンストップサービス:複数の行政サービスを一つの窓口で、まとめて受けることができる機能のこと。

<sup>13</sup> 下関市みらいカード:平成14年2月に発行された、証明書自動交付サービス、公共施設予約サービス等の公共サービスを提供するICカードのこと。平成17年12月に住民基本台帳カードと統合している。

<sup>14</sup> 電子自治体:情報通信技術を活用し、行政サービスが提供できる自治体。例えばインターネットを利用して、いつでも、どこからでも申請や届出ができるようになるなど、便利で質の高いサービスを提供することが可能になる。

## 第6節 港湾の整備

### 《現状と課題》

本市には、特定重要港湾<sup>1</sup>である下関港があり、国内はもとより、アジア諸外国との海上輸送拠点として発展してきました。

しかしながら、現在の下関港は関門海峡に面しているため、関門航路の利用に制約があり、また市街地が近接していることから、これ以上の開発が不可能な状況です。また、増大するコンテナ貨物及び船舶の大型化への対応が困難な状況にあります。

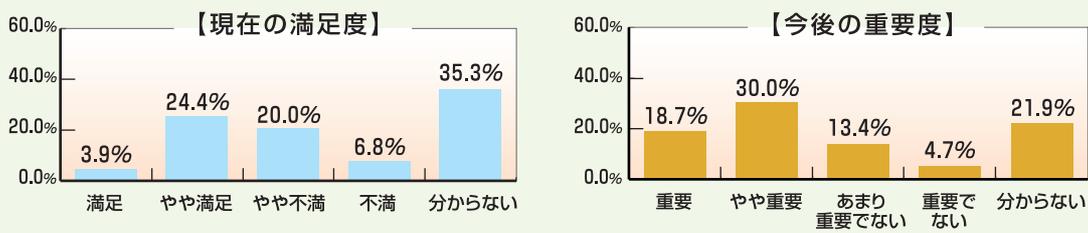
こうした中、東アジアとの総合的な交流拠点として、本市西部に位置する北浦海域に沖合人工島の整備が進められています。

また、既存の港湾施設においては、老朽化により利用に支障となる施設が増加していることから、機能の維持を図るため、より計画的な整備が必要です。

さらに、港湾施設は、市民の親水空間としての魅力アップが求められており、特に岬之町地区においては、人工島への機能移転後、コンテナターミナル跡地を有効的に再利用する必要があります。

#### ■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度 (回答者…2,430人)

##### 物流拠点整備、施設の維持改良など



※無回答者の割合は省略しているため、総和は100%になりません。

### 《基本方向》

- 本市の産業を支える港湾については、東アジアとの総合的な交流拠点の整備や地域産業のグローバル<sup>2</sup>な活動を支える大型岸壁等の国際物流拠点等の整備を進めます。
- 国際・国内の人流・物流を支える港湾施設の維持・改良や市民に親しめるウォーターフロント<sup>3</sup>の整備を推進します。

<sup>1</sup> 特定重要港湾:国際海上輸送網または国内海上輸送網の拠点となる港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で政令で定めるものをいい、全国23港が指定されている。

<sup>2</sup> グローバル:全地球規模または全世界的規模を意味する形容語。

<sup>3</sup> ウォーターフロント:一般的には海または湖などの水面に面し、一体的に活用するのに必要な広がりを持つ土地。

## 《施策体系図》

港湾の整備

物流拠点等の整備

港湾施設の整備

## 《各事業の方向》

### 1 物流拠点等の整備

#### (1) 国際物流拠点の整備

本市の本州貨物のゲートポート<sup>4</sup>としての役割を高め、市内の産業振興を図るため、沖合人工島「長州出島」の整備にあわせ、環境に配慮したスピーディーで、定時、効率的な複合一貫輸送が可能な鉄道貨物ターミナルを整備する等多様な輸送手段を併せ持つ港とし、国際物流拠点の形成を推進します。

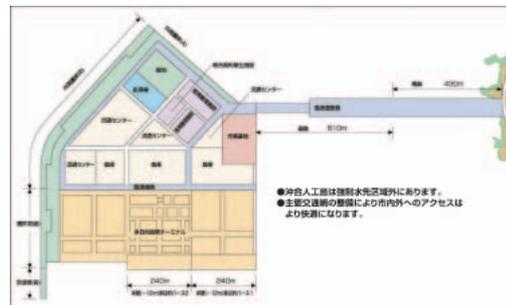
鉄道貨物ターミナルの整備は、環境負荷の小さいモーダルシフト<sup>5</sup>の推進とともに背後圏の広さが日本一という下関港の特性を活かすために重要施設として推進します。

物流機能の強化を図るため、下関港新港地区、長府地区等において、船舶の大型化、貨物のコンテナ化、荷役の機械化に対応した大型岸壁等の港湾施設の整備を推進します。

#### ■ 沖合人工島の整備予想図



全体パース



土地利用計画図

4 ゲートポート: 国や地域において、人や物、情報などの出入口となる港湾や空港のこと。

5 モーダルシフト: 利用交通機関(modal)間を移転(shift)すること。排出ガスの抑制等のためトラックから鉄道、あるいは船に輸送機関を替えること。

## 2 港湾施設の整備

### (1) 多様な活動を支える港湾整備

本港地区における既存岸壁や上屋の老朽化、コンテナ荷捌き地不足、また、西山地区における施設利用の低下や遊休化等の課題を解消するため、港湾施設の維持・改良・再編を推進します。

岬之町地区においては、人工島への機能移転後、コンテナターミナル跡地を有効利用するため、あるかぼ〜と地区と一体的にウォーターフロント開発を推進し、景観に配慮した市民が親しめ多くの来訪者で賑わう海辺の交流拠点の形成を推進します。また、地方港湾<sup>6</sup>の施設利用促進のため、維持・改良を推進します。

#### 《主要な事業》

事業	事業概要	事業主体
物流拠点等の整備	<b>国際物流拠点の整備</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>東アジアとの交流拠点の整備 新港地区沖合人工島</li> </ul>	国・市
	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型岸壁の整備 長府地区</li> </ul>	市
	<ul style="list-style-type: none"> <li>モーダルシフトの推進 幡生地区</li> </ul>	民間・市
港湾施設の整備	<b>多様な活動を支える港湾整備</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾施設の維持・改良 本港地区 地方港湾</li> </ul>	国・県・市
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に親しまれる港づくり 岬之町地区・あるかぼ〜と地区 ほか</li> </ul>	民間・市

<sup>6</sup> 地方港湾: 港湾法で定められる、重要港湾以外の港で、主に国内の荷物を扱う、地域に密着した中規模の港のこと。